

松川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）

松川町固定資産評価審査委員会条例（昭和31年松川町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「同項」を「情報通信技術利用法第6条第1項」改め、同条第2項第3号中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松川町固定資産評価審査委員会条例(昭和31年松川町条例第40号)新旧対照表

	現行	改正後(案)
(書面審理) 第6条 (略)	(書面審理) 第6条 (略)	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術活用法第7条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写</p>

- され、又は出力される用紙1枚につき10円
- 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1)・(2) (略)
- (3) 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規程で定める方法により手数料を納付する場合
- され、又は出力される用紙1枚につき10円
- 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1)・(2) (略)
- (3) 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規程で定める方法により手数料を納付する場合

新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者に対する
国民健康保険税の減免の特例について 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどの世帯主に対して、国民健康保険税の免除または減額を行います。

1 減免の主な内容

下記に当てはまる場合は、国民健康保険税が免除または減額になります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、下記の要件に全て該当する世帯

《要件》

- 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

2 減免の対象となる保険税

令和元年度分および令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限を設定されているものが、減免の対象となります。

3 減免割合

上記1に該当する世帯のうち

- ① に該当する場合・・・全額免除
- ② に該当する場合・・・表1の対象保険税額（D）に表2の減額または免除の割合（E）を乗じた金額が保険税減免額となります。

表1 減免額の算定式

対象保険税額 × 減免又は免除の割合 = 保険税額減免額	
D = (A×B/C) × (d)	
対象保険税額=A×B/C	
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額	
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)	
C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき 算定した前年の合計所得金額	

表2 減免又は免除の割合（E）

前年の合計所得金額（主たる生計維持者）	減免又は免除の割合（d）
300万円以下であるとき	対象保険額の全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の概要

国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があるなど感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受けることが出来ない場合に、傷病手当金が支給されます。

1 対象者になる方（下記の全てに該当）

1. 給与等の支払いを受けている被用者で、国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者であること。
2. 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、労務に服することができなくなったこと。
感染が疑われる場合とは次のいずれかに該当する場合です。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
 - ・ 高齢者や基礎疾患等がある方は、上記の症状が2日以上続く場合
3. 給与等（休業手当を含む。）の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。
4. 2.の理由により、3日連続して仕事を休み、4日目以降が令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。（1年6ヶ月を限度）

2 支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

3 支給額

（直近の継続した3ヶ月間の給与等収入の合計額÷就労日数）×2/3×対象日数

【例】直近3ヶ月間の収入の合計が270,000円の方が10日間休まれた場合

（直近3ヶ月間の就労日数を27日と仮定した場合）

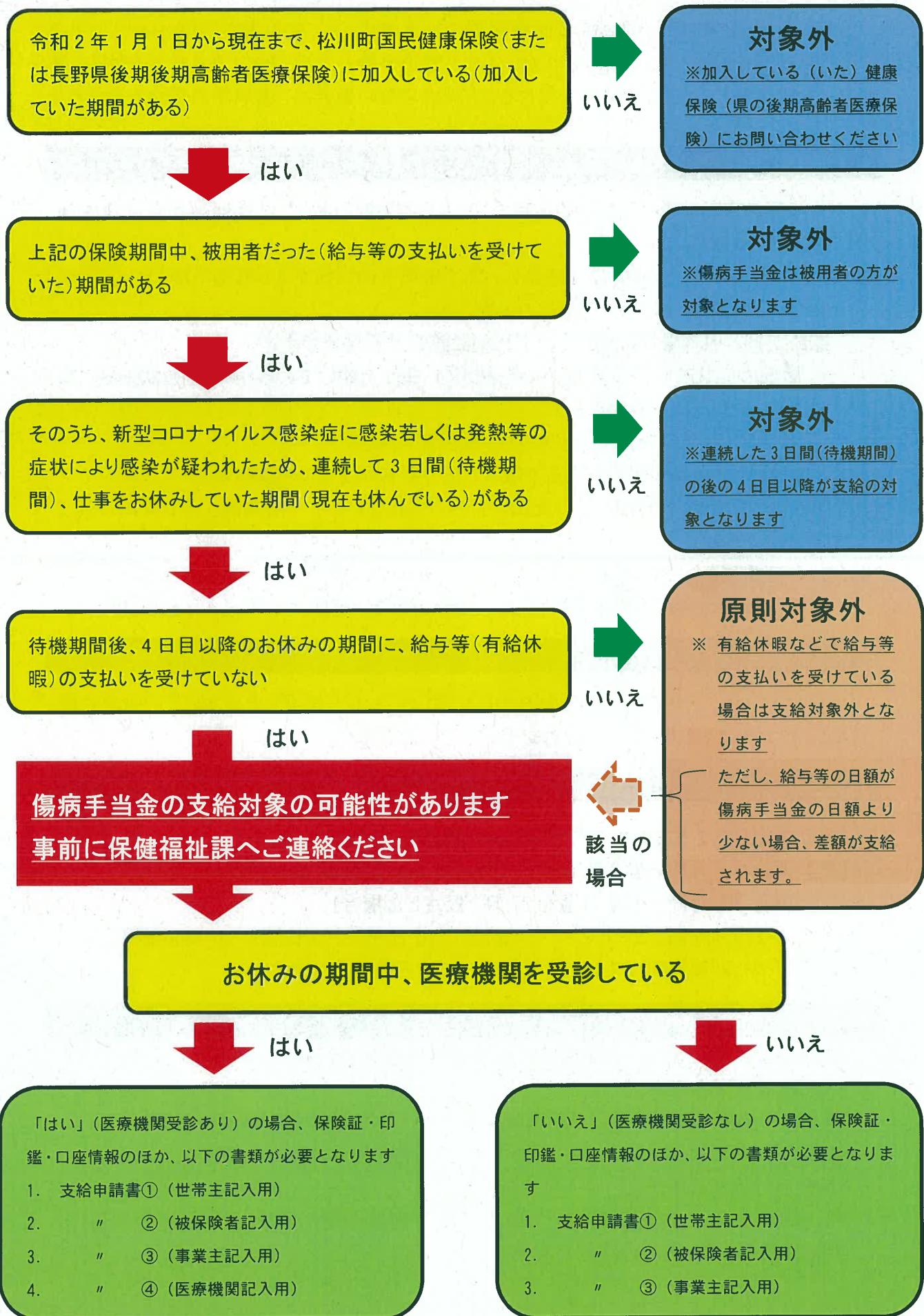
$$270,000 \text{ 円} / 27 \text{ 日} \times 2/3 \times (10 \text{ 日間} - 3 \text{ 日間}) = 46,669 \text{ 円}$$

※ 計算過程で生じる端数については四捨五入します。

4 手続きに必要なもの

- ・ 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証（郵送の場合は提出不要。ただし被保険者番号を必ず記入）
- ・ 世帯主の印鑑（郵送の場合は記入例を参照の上、必要な箇所への押印で可）
- ・ 世帯主又は受取代理人名義の預金口座（金融機関名、口座番号等）
- ・ 傷病手当金支給申請書
 - (1)世帯主用、(2)被保険者用、(3)事業主用、(医療機関を受診している場合は(4)医療機関用)の申請書の提出が必要となります

○傷病手当金制度の対象確認フローチャート



松川町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

松川町国民健康保険条例（昭和34年松川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第1条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の三分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の三分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第2条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けうる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けうる期間の給与等の額が、前条2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

第3条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けうる期間の給与等の額が、前条2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松川町国民健康保険条例附則第1条から第3条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

松川町国民健康保険条例(昭和34年松川町条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
第1条～第15条 (略)	第1条～第15条 (略)
	<p><u>附 則</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第1条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第一項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日にについて、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日ににつき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直前の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未</p>

満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。
ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6
月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第2条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受け取ることができる給与等の額が、前条2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

第3条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受け取ることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつたときは傷病手当金の額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松川町国民健康保険条例
附則第1条から第3条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令
和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する
こととする。

附則
(略)

附則
(略)

松川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

松川町後期高齢者医療に関する条例（平成20年松川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第4条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けうる期間は、傷病手当金を支給

しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

松川町後期高齢者医療に関する条例(平成20年松川町条例第2号)新旧対照表

	現行	改正後(案)
(町において行う事務)	(町において行う事務)	<p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行いうものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(10) (略)</p> <p>⑨ 附 則</p> <p>第4条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服務することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日にについて、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属す</p>

る月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受け取ることができるのはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を

- 支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、交付の日から施行する。
(適用区分)

2 この条例による改正後の長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料・後期高齢者医療保険料
の減免について

令和2年5月25日
議会全員協議会

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどの世帯に対して、第一号被保険者介護保険料(①)・後期高齢者医療保険料(②)を免除または減額します。

1. 対象世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合(①・②)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入(以下、「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の項目に該当する者
 - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること(減少額から保険金、損害賠償等により補填される金額は控除します)。(①・②)
 - (イ) 前年の所得金額の合計が1,000万円以下であること。(②)
 - (ウ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。(①・②)

2. 対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの(①・②)

3. 減免割合

上記1. 対象世帯のうち

- (1)に該当する世帯 … 全額免除(①・②)
- (2)に該当する世帯 … 【表1】で算出した「対象保険料額」に、【表2】の「減額または免除割合(D)」を乗じた金額が保険料減免額になります

【表 1】

通常の保険料額 (A)	×	減免または免除の割合 (B) / (C)	= 減額対象の保険料額
(A) : 当該第一号被保険者(①)、75歳以上の方(②)の保険料額			
(B) : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に 係る前年の合計所得額(③・④)			
(C)-1: 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額(⑤)			
(C)-2: 世帯の主たる生計維持者及び世帯のすべての被保険者の前年の合 計所得金額(⑥)			

【表 2-1(①)】

前年の合計所得金額	減額または免除割合(D)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

【表 2-2(②)】

前年の合計所得金額	減額または免除割合(D)
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え 400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え 550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え 750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え 1,000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額が免除されます(①・②)。

新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した
被保険者等に係る介護保険料の特別減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松川町が行う介護保険の被保険者のうち新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した者等の介護保険料（以下「保険料」という。）の負担の軽減と生活の安定を図るため、松川町介護保険条例（平成12年松川町条例第9号。以下「条例」という。）第13条の規定による保険料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険料の特別減免)

第2条 町長は、新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者（以下「被保険者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める額を減免する。

- (1)新型コロナウィルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った被保険者 保険料の全部
- (2)新型コロナウィルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する被保険者
ア事業収入等のいずれかの減少額

（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

次の表の対象保険料に各区分による減免割合を乗じて得た額

前年の合計所得金額	対象保険料	減免割合
200万円以下であるとき	当該被保険者の保険料に、その者の属する世帯の主たる生計維持者について算定した、前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（2以上ある場合は、その合計額）の割合を乗じて得た額	全部
200万円を超えるとき		10分の8

事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除するものとする。

(3)第1号及び第2号のいずれにも該当する場合

2 減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月2年日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかつたため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については令和2年2月分以降の保険料とする。

(保険料の減免の申請の特例)

第3条 保険料の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、保険料減免申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に第1項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

2 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合において、保険料の徴収に係る条例第13条第2項に規定する提出期限までに申請書を提出することができなかつた、町長がやむを得ない事情があると認めるとときは、当該所定の期日後においても申請書等を提出することができる。

3 この規則に規定する保険料の減免申請は、令和3年3月31日までに行わなければならない。

(減免の決定等)

第4条 町長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合は、速やかに第2条各号の基準に基づき審査し、その要否を決定し、介護保険料減免決定(却下)通知書(様式第2号)により当該被保険者に対し通知するものとする。

(減免の取消)

第5条 保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者の財産の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でないと認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の特別減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県後期高齢者医療の被保険者のうち新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した者等の保険料の負担の軽減と生活の安定を図るため、長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長野県後期高齢者医療広域連合条例第15号。以下「条例」という。）第20条の規定による保険料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険料の特別減免)

第2条 広域連合長は、新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等が、次の各号のいずれかに該当する場合の長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年長野県後期高齢者医療広域連合規則第1号。以下「規則」という。）第44条第1項の規定の適用については、規則別表第2の規定にかかわらず、当該各号に定める額を減免する。

なお、複数の基準に該当する被保険者については、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

(1) 新型コロナウィルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

(2) 新型コロナウィルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する者
ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

次の表の対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額

前年の合計所得金額	対象保険料額	減免割合
300万円以下であるとき	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者	全部

300万円を超える400万円以下であるとき	持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)の割合を乗じて得た額	10分の8
400万円を超える550万円以下であるとき		10分の6
550万円を超える750万円以下であるとき		10分の4
750万円を超える1,000万円以下であるとき		10分の2

事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

- 2 減免の対象となる保険料は、規則第44条第2項の規定にかかわらず、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものとする。

(保険料の減免の申請の特例)

第3条 保険料の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、条例第20条第2項に規定する申請書に第2条のいずれかに該当する事実を証明する書類を添付して、広域連合長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、減免申請者が市町村の独自に定める様式で保険料等の減免申請を行った場合は、減免申請書が提出されたものとすることができるものとする。

- 3 保険料の減免申請は、令和3年3月31日までに行わなければならない。

- 4 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合において、保険料の徴収に係る所定の期日までに保険料減免申請書を提出することができなかつたことにつき、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合については、当該所定の期日経過後においても保険料減免申請書等を提出することができる。

(減免の決定等)

第4条 広域連合長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があった場合は、速やかに第2条各号の基準に基づき審査し、その要否を決定し、後期高齢者医療保険料減免決定通知書若しくは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(減免の取消)

第5条 規則第46条に規定するほか、保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者の財産の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でないと認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。